

別表（第4条関係）

対象工事

区 分	内 容
必須工事 (①～④の中 から1つ以上)	①木材利用促進（県産材を床、壁、天井等に使用する。） ②UD化（段差解消、手すり設置、扉の取っ手をレバーハンドルに交換等） ③省エネルギー推進（断熱性向上のための窓改修、断熱材の設置等） ④子育て支援等（子ども部屋の改修等）
外部工事	屋根のふき替え、防水、塗装、その他の屋根工事
	外壁の張り替え、塗装、その他の外装工事
	雨樋の取替え、改修、その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付け、取替え、その他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張り替え、その他の内装工事又はタイル工事
	床材、壁材及び天井材の塗り替え、その他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取替え、襖の張り替え、その他の建具工事
	畳の入替え、表替え、その他の畳工事
建設設備工事	ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事
	システムキッチンの取替え、その他の厨房工事
	洗面台、便器の取替え、その他の衛生設備工事
	給水管、排水管及びガス管の取替え、その他の配管工事
	配線、コンセント設置、その他の電気設備工事
	住宅用火災警報器の設置
その他の工事	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して行う解体工事
	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震補強工事

非対象工事

区 分	内 容
建築工事	外構工事
	別棟の物置や車庫に関する工事
	広告塔や広告看板等に関する工事
機器等の 更新のみ	エアコン、ガスコンロ、給湯器（ボイラー等）、温水洗浄便座等の機器本体の購入費用や単純な電気製品等の更新
	冷暖房機器の機器本体の購入費用